



みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

## はっぴ・のぼり等の貸出しについて

県では、平成 28 年度から認証登録者の方へみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の認証票等が印字されたはっぴ、のぼり等を貸出していました。この度、デザインを新しくしました。是非、認証農産物の PR のために各地域における農業祭等のイベントでご活用下さい。

—記—

- 1 品名：はっぴ、のぼり、卓上用ミニのぼり
- 2 目的：みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の認証登録者が自ら生産した認証農産物の PR に使用するため
- 3 期間：約 1 週間
- 4 貸与返却場所：各地方振興事務所及び各地域事務所農業振興部
- 5 対象者：認証登録者
- 6 料金：無償
- 7 備考：
  - (1) 貸与数には限りがありますので、事前にご連絡下さい。
  - (2) 希望が多数あった場合にはご希望に添えない場合もございますので、ご了承下さい。
  - (3) 万一、貸与品に著しい毀損が見られた場合には弁償して頂く場合がございますのでご注意下さい。

〈お問合せ先〉

宮城県農政部みやぎ米推進課環境保全班（担当：志賀・竹林）

電話：022-211-2846 FAX：022-211-2849

E-mail：miyamai-ho@pref.miyagi.lg.jp



図 貸与品一覧 はっぴ(左)、のぼり(中)、卓上用ミニのぼり(右)